



一般社団法人日本技術者教育認定機構 認定機関認証評価に関わる基本的枠組

2022年6月9日制定

日本技術者教育認定機構

〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 4階

TEL: 03-5439-5031 FAX: 03-5439-5033

E-mail: accreditation@jabee.org

URL: <https://jabee.org/>

第1章 目的

- 1.1 この文書は、一般社団法人日本技術者教育認定機構（以降、「本機構」と称する）が、その定款第3条2に基づき実施する「認定機関の認証評価及び公表に関する事業」に関わる基本的枠組を定める。

第2章 認定機関の認証評価に関する文書体系と基本用語の定義

- 2.1 本機構が実施する認定機関の認証評価及び公表に関しては、別に定める「認証評価基準」、及び認定機関の種別毎に定める「認証評価の手順と方法」等の文書に基づいて行う。
 - (1) 「認証評価基準」は、本機構が実施する認定機関の認証評価に関する基準を定める。認定を得るためには「認証評価基準」を全て満たす必要がある。
 - (2) 「認証評価の手順と方法」は、認証評価の対象となる認定機関に対して認定機関毎に個別に認証評価に必要な手続きを定める。

- 2.2 本機構が実施する認定機関の認証評価及び公表に関して、主要な用語を以下の通り定める。

- (1) 「技術者」とは技術業に携わる専門職業人をいう。技術業とは、数理科学、自然科学及び人工科学等の知識を駆使し、社会や環境に対する影響を予見しながら資源と自然力を経済的に活用し、人類の利益と安全に貢献するハードウェア・ソフトウェアの人工物やシステムを設計・製造・運用・維持並びにこれらに関する研究を行う専門職業である。ここで、専門職業とは、社会が必要としている特定の業務に関して、高度な知識と実務経験に基づいて専門的なサービスを提供するとともに、独自の倫理規程に基づいた自律機能を備えている職業であり、単なる職業とは区別される。なお、「技術者」には、技術業に従事する研究者も含まれている。
- (2) 「プログラム」とは高等教育機関における学科、コース、専修等におけるカリキュラムだけではなく、「育成する人材像」のもとに設定された「学習・教育到達目標」を修了生全員が達成するように、修了資格の評価・判定を含めた入学から卒業までのすべての教育プロセスと教育環境を含むものであり、学科やコースなどの総称を指す。また、「プログラム」は“educational program”に対応する。
- (3) 「技術者教育プログラム」とは技術者を育成するプログラムを指し、既に技術者である者を教育するプログラムではない。
- (4) 「学習・教育到達目標」とはプログラムの修了生が確実に身につけておくべき知識・能力である。また、「学習・教育到達目標」は“educational outcomes”を意味し、修了生全員が達成すべきものである。
- (5) 「育成する人材像」とは高等教育機関の教育目的等に基づいて設定される、プログラムの修了生が社会で活動する際の主たるあり方である。また、「育成する人材像」は“educational objectives”を意味し、プログラム修了時点で到達を意図しない。
- (6) 「教育課程」とはプログラムで提供される系統だった授業科目群及びプログラムを含む高等教育機関で提供される学生への厚生補導を指す。

第3章 認定機関認証評価の基本的立場

- 3.1 本機構が実施する認定機関の認証評価及び公表は、次の(1)～(4)を目的とする。

- (1) 技術者教育プログラムの認定の質を保証する。すなわち、本機構が認証評価した認定機関を公表することによって、その認定機関が本機構の定めた基準を満足する第三者評価を行っていることを社会に知らせる。
- (2) 技術者教育の質を保証する。すなわち、本機構が認証評価した認定機関を公表することによって、その認定機関が認定したプログラムがそこで定められた学習・教育到達目標を達成する教育を行っていることを社会に知らせる。
- (3) 優れた教育方法の導入を促進し、技術者教育を継続的に発展させる。
- (4) 技術者教育の評価方法を発展させるとともに、技術者教育評価に関する専門家を育成する。

第4章 認証評価基準の基本方針

- 4.1 本機構が実施する認定機関の認証評価及び公表にあたっては、次の(1)～(3)を基本とする。
 - (1) 認定機関の認証評価は、認定機関が認証評価基準に満足しているか否かについて、認証評価によって確認し、判定することによって行う。
 - (2) 認定機関の認証評価にあたっては、特に次の(a)～(c)を重視する。
 - (a) 認定対象プログラムに対して第三者的に評価を行い、自律的に決定を下す権限を持っているか。
 - (b) 認定機関は公表されている情報に照らして適切に認定を行っているか。
 - (c) 認定機関は一貫した認定評価を持続的に行って、継続的に改善する機能があるか。
 - (3) 認定機関の認証評価は公正に行い、かつ、関係者は機密保持に努める。
- 4.2 本機構が実施する認定機関の認証評価及び公表に適用する第2章、2.1で定める文書は、関係者が十分な準備期間を確保できるように、対象となる認定機関と十分な調整をして公開することを原則とする。ただし、緊急性の高い改定あるいは軽微な改定については、1年度前までに公開することがある。

第5章 認証の種別と適用する文書

- 5.1 認証は以下の種別で構成される。
 - (1) 国立高専教育国際標準 (KIS)
この認証種別は、国立高専機構が定める国立高専教育国際標準 (KIS) に沿った技術者教育プログラムを認定する認定機関の認証評価を定めるものである。
- 5.2 認証の種別毎に「認証評価の手順と方法」を定める。

第6章 特記事項

- 6.1 本文書の改廃にあたっては、本機構の理事会の審議承認を要する。ただし、改定内容に係る委員会の審議、調整を事前に行うことを原則とする。